

留学ジャーナル

別紙約款「留学プログラムに関する前受金の保全について」

株式会社留学ジャーナルが発行する、雑誌及び各種留学パンフレット等の約款第 15 条、第 14 条または第 12 条に記載してある留学プログラムに関する「前受金の保全」についての条項は、本約款のとおりです。

（前受金の保全）

1. 当社は、以下の内容による前受金の保全措置を講じております。

【保全措置の概要】 保全措置の名称：前受金分別信託

信託契約締結日：平成 21 年 12 月 25 日

初回信託設定日：平成 21 年 12 月 28 日

信託受託者：みずほ信託銀行株式会社

履行引受人：株式会社みずほ銀行

顧客情報管理人：朝日税理士法人

- ・ 当社は、申し込み者から受領したプログラム費、授業料、滞在費等の未経過分の一部（以下、「未経過留学費用等」といいます。）を信託し、当社の資産から分離して分別管理しています。なお、制度上、保全すべき額（未経過留学費用等の 50%とします。以下、「要保全額」といいます。）については、受託者に信託金を管理させ、または当社の追加信託義務を当社の委託を受けた金融機関に保証させるものとします。
 - ・ 前受金分別信託（以下、「信託契約」といいます。）においては、契約締結日以降の未出発者総数の変動等により要保全額も変動が生じるため、毎年 6 月末日および 12 月末日を基準日として顧客情報管理人と共に要保全額に対し、実際に分別管理されている金銭および当社の委託を受けた金融機関による保証額の合計（以下、「実保全額」といいます。）が不足していないか確認を行い、不足している場合は、追加で金銭を信託します。
 - ・ 万一、信託契約の終了事由が発生し、それから 1 か月以内に当社が事業を廃止した場合、信託契約の終了事由が発生した時点で未経過留学費用等が存在する申し込み者に対し、実保全額をそれぞれの申し込み者における未経過留学費用等の金額で按分した金額を返還するものとします。
 - ・ 分別管理されている実保全額は、当社の他の債務履行と混同されことなく申し込み者に返還されます。なお、返還は、申し込み者が顧客情報管理人に対して提出した振込先口座等の情報に基づき、履行引受人が行う銀行振込により行われます。
 - ・ また万一、信託契約の終了事由が発生し、事業が継続されることとなった場合（事業の廃止・継続が 1 ヶ月以上確定しない場合を含みます）で、当社に民事再生・会社更生が開始された場合には、信託契約の終了事由が発生した時点で未経過留学費用等が存在する申し込み者に代わり当社が実保全額を代理受領した後、当社からそれぞれの申し込み者に対し返還されます。但し、信託契約の終了事由が発生した時点より後に前受金が減少した場合には、申し込み者に返還される金額は信託契約の終了事由が発生した時点の未経過留学費用等より少なくなることがあります。
 - ・ 本信託契約は原則として解約できません。例外的に解約が行われる場合には、当社から申し込み者に対し事前にその旨を連絡するものとします。
2. 上記保全措置の取扱いにあたり、申し込み者は以下の各事項を了承するものとします。
- ・ 前項に記載する当社の委託を受けた金融機関による保証額は、申し込み者の了承なく当社と金融機関との間において見直しが行なわれることがあります。かかる見直しの結果、実保全額が要保全額を下回る場合（かかる保証委託が終了する場合を含みます）、当社は速やかに金銭の追加信託を行い、不足分を充足するものとします。
 - ・ 前項に記載する「当社の委託を受けた金融機関による保証」によって、要保全額の返還自体を申し込み者に対して保証するものではありません。
 - ・ 当社は実保全額が要保全額を充足するように努めますが、充足がなされていない段階（当社の金融機関に対する保証委託が終了する場合を含みます）で信託契約が終了した場合は未経過留学費用等の返還額が 50%を下回る場合があります。
 - ・ 最終返還額の合計額は、信託により確保されている実保全額の範囲内となります。申し込み者への最終返還額は、顧客情報管理人が申し込み者宛に送付する「通知書」により確定します。
 - ・ 「通知書」等にて定める一定の期間内に顧客情報管理人宛に振込口座等の連絡がなかった場合、連絡された情報が不正確であったりした場合には、本制度に基づく返還が行えなくなります。顧客情報管理人の連絡先や連絡期限等については、当社の営業所に掲示する等の方法でお知らせします。
 - ・ 保全措置の内容が変更された場合には当社から申し込み者に対しその旨をご連絡します。
3. 前項 1・2 以外に、旅行業法にて対象となる飛行機代やホテル代等の渡航に係る費用につきましては、観光庁長官登録旅行業第 1 種を当社は取得していることにより、日本旅行業協会にも弁済業務保証金分担金を供託しています。これにより、同協会判断の基対象となる旅行費用の保全額相当分が返還保証されます。

以上

変更日：2011 年 4 月 1 日より

なお、既契約済の申し込み者の方については、本改定の通知により変更するものとし、約款の差替えは実施しません。